

副本

令和5年(ネ)第2083号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 アンピカ・ブダ・シン

被控訴人 国ほか1名

答 弁 書

令和6年1月10日

東京高等裁判所第9民事部A2係 御中

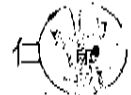
被控訴人国指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

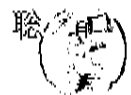
九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙送達場所のとおり)

部 付 山 寄



訟 務 官 加々美



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人の被控訴人国に対する本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用のうち、控訴人と被控訴人国との間に生じた部分は控訴人の負担とする。
- 3 被控訴人国につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) 執行開始時期を判決が被控訴人国に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

第2 被控訴人国の主張

- 1 被控訴人国の事実上及び法律上の主張は、被控訴人国が原審口頭弁論において述べたとおりであり、控訴人の請求を棄却した原判決の判断は正当であって、本件控訴は理由がない。

これに対し、控訴人は、令和5年8月31日付け控訴理由書（その1）（以下「控訴理由書（その1）」という。）において、原判決が誤りである旨を主張するが、その主張は、いずれも原審における主張の繰り返しか、あるいは独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、それらに理由がないことは、原審における被控訴人国の主張及び原判決の判示から明らかである。

したがって、本件控訴は速やかに棄却されるべきであるが、以下では、控訴理由書（その1）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本答弁書において新たに用いるもののほかは、原判決の例により、その余は原審における被控訴人国（被告国）の準備書面の例による。

- 2 (1) 控訴人は、検取事務官は、被疑者に対する安全配慮義務を負い、護送用手錠等の戒具の着脱を指示する権限が与えられている以上、戒具により血流の

循環を妨げると鬱血して血栓ができるとの知識を有し、鬱血が急激に身体の状態を悪化させる可能性を認識していなければならず、アルジュンの両手が腫れているのを現認した段階、あるいはその後アルジュンが大声を上げて机を蹴り上げるなどの異常な行動を取り続けた時点において、拘束部位の血流循環阻害により生命、身体に危険が生じることを回避するため、庁舎内に待機している医療従事者に連絡をして適切な治療が受けられるように講ずるべき注意義務があったなどと主張する（控訴理由書（その1）20及び21ページ）。

(2) しかしながら、控訴人の前記主張は、アルジュンの死因が肺動脈血栓症であることを前提とするものであるが、原判決（39ページ）も判示するとおり、アルジュンの死因が肺動脈血栓症であるとは認められず、前提を欠く。

(3) これをおいても、弁解録取手続において検察官（検取事務官）が職務上尽くすべき注意義務の具体的内容は、法令及び内規並びに実務上の運用等から判断されるべきものであるところ、原審被告国準備書面(9)第1の2(2)（3ページ）のとおり、検察庁における被疑者の戒護の責任は、検察庁への身柄押送の担当職員である警察官が負っている上、弁解録取手続開始時における手錠解除に伴う被疑者の体調悪化に係る注意事項等を定めた規則等もない。

また、そもそも、弁解録取時において、アルジュンが取調べ室に連行された際、その手に腫れ・鬱血があったことを検取事務官が認識していたことを示す証拠はない。

(4) この点、控訴人は、アルジュンが足首を捕縄で拘束されたまま車椅子に乗せられて取調室に連行されてきたという状況や、取調べ中も暴れていた状況があったのであれば、その理由や経緯について護送担当警察官に対して留置施設における状況等について事実確認を行うべきであり、これを怠ったことは、職務上の注意義務に違反するなど主張する（控訴理由書（その1）21ページ）。

しかし、仮に、検取事務官がアルジュンの前記状況を認識し得る状況であったとしても、一般論として、取調べにおいて、被疑者が車椅子を使用したり、取調べ中に暴れることはあり得ることであり、被疑者の健康状態が、弁解録取手続を適切に実施することが困難であると認められる程度に悪化していることが疑われるといった特段の事情がない限り、検取事務官に、護送警察官に対して留置施設における状況等について確認する義務はないと考えられる。そして、本件では、アルジュンは、検察庁における弁解録取時、奇声を上げて、机を蹴り飛ばす等して暴れていたと認められるが、そのような状況のみから、アルジュンの健康状態の異変を認識するのは困難であり、「特段の事情」があったとは言えない。なお、アルジュンが、その後、取調べの途中でおとなしくなりいびきをかき始めたという事情があるが、その直後に、弁解録取に立ち会っていた警察官が、アルジュンの脈がないことに気が付いて心臓マッサージを始めるなどの対応をしており、検取事務官が、アルジュンの健康状態の異変を認識しながら、これを放置したり、適切な対応を怠ったなどといった事情はなく、検取事務官には何らの注意義務違反も認められない。

また、検取事務官が、護送警察官から留置施設における状況等を聴取したとしても、本件死因に直結する「アルジュンが約2時間にわたってベルト手錠、捕縄、新型補縄を装着した事情」を具体的に把握することは困難である上、仮にこれを把握し得たとしても、原判決が認定したアルジュンの（ある意味特殊と言える）死因等に鑑みれば、当該事情からアルジュンの死亡を予見し、これを回避するために直ちに医師の診察を要すると判断することは困難である。

- (5) 加えて、原判決は、倉持警部補及び中村警部補が午前9時頃にアルジュンの両手首の鬱血を認識したこと及び同人が午前11時34分に最終的に心停止となったことなどの事実関係を前提に、午前9時頃の時点において、同人

を病院に搬送していれば、同人が午前11時34分の時点で心停止の状態に陥ることはなかったと認められる（原判決43頁）旨判示して、倉持警部補らの病院搬送義務違反と死亡との因果関係を肯定しているところ、アルジュンが検察官室に入室したのは午前10時34分頃であり、その後、取調べ中に暴れていた同人がおとなしくなったのが午前11時頃であったことからすれば、検取事務官には、アルジュンの死亡についての結果回避可能性も認められない。

- (6) 以上のとおり、検取事務官は、アルジュンの死亡を予見することはできず、これを回避する可能性も認められないから、控訴人が主張するようなアルジュンの留置施設での状況等について事実確認を行うべき注意義務及び取調べ時に医療従事者に連絡をして適切な治療が受けられるように講ずるべき注意義務は認められない。

- 3 以上のとおり、控訴人の主張は、いずれも理由がない。

第3 結語

以上のとおり、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上

別紙

送達場所

住所

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

民事訟務部門 加々美 宛て

電話 03-5213-1293

FAX 03-3515-7308